

平成 16 年 5 月 21 日

各 位

会社名 株式会社メガネトップ  
代表者名 代表取締役社長 富澤昌三  
(コード番号 7541 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営企画室長 高柳正雄  
(TEL . 054 - 275 - 5000 )

## ストックオプション(新株予約権)の発行内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、当社第 24 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 16 年 6 月 1 日に決定する予定です。

### 記

- |   |   |
|---|---|
| 1. 新株予約権の発行日                              | 平成 16 年 6 月 1 日   |
| 2. 新株予約権の発行数                              | 1,000 個(新株予約権 1 個につき 100 株)   |
| 3. 新株予約権の発行価額                             | 無償で発行するものとする  |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                    | 当社普通株式 100,000 株  |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込価額                      | 未定  |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額              | 未定  |
| 7. 新株予約権の行使期間                             | 平成 17 年 11 月 28 日から平成 21 年 11 月 27 日まで  |
| 8. 新株予約権の行使の条件                            | 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。<br>新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。<br>新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。<br>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額 | 未定  |
| 10. 新株予約権の譲渡に関する事項                        | 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。   |
| 11. 新株予約権の割当てを受ける者                        | 当社取締役、幹部社員及び当社子会社取締役、幹部社員 合計 46 名   |

### 【ご参考】

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 15 年 10 月 24 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日          | 平成 15 年 11 月 27 日 |

以 上